

未来へ続くまちづくり みんなで考えよう! 市町合併

高松市・牟礼町

No.1
創刊号

合併協議会だより

2004.4

編集・発行 / 高松市・牟礼町合併協議会事務局

平成16年2月1日 合併協議会が発足!

1月26日に合併協議会規約に関する協議書の調印式が行われ、2月2日に合併協議会事務所開所式が行われました。



高松市・牟礼町の主なデータ

項目	高松市	牟礼町
市・町制施行	明治23年2月15日	昭和37年1月1日
市・町の花	つつじ	つばき
市・町の木	黒松	ユーカリ
面積	194.34	16.48
人口	総人口 332,865人	18,201人
(割合)	15歳未満 50,107人 (15.1%)	2,704人 (14.9%)
	15~64歳 223,684人 (67.2%)	12,333人 (67.8%)
	65歳以上 58,609人 (17.6%)	3,164人 (17.4%)
世帯数	131,370世帯	6,209世帯

人口、世帯に関するデータは国勢調査(平成12年10月1日現在)



いあいさつ



会長

高松市長 増田 昌三

牟礼町と高松市は、これまで、高松地区広域市町村圏振興事務組合を通じて広域行政での様々な取組みや、源平合戦の古戦場屋島を共有することによ



副会長

牟礼町長 高木 英一

昨年の町長就任以来、私は合併問題に共に学び育んでいくという仕組みと、公正で公平な情報を町民に提供することによって、村制施行以来114

る様々な関わりなど、深いつながりを持つていますが、このたび、高木町長、町議会をはじめ、関係者の御尽力により、合併協議会が設置され、協議がスタートする運びとなりましたことに對し、心から、敬意を表します。

今さら申し上げるまでもなく、今日、合併問題は、地方自治体にとつての最大の課題であり、各自治体においても、それぞれの立場で、合併についての検討が、全国的に行われているところで

す。このような中、本合併協議会がスタートするわけですが、私としましては、この協議会の場において、両市町の行

年の歴史ある牟礼町に「住民自治」という新しい風を吹き込めたいと思つています。この流れが、四国初の高校生までを対象とした住民投票を経て、本合併協議会の設置に発展したと考えています。

今年の成人式の「誓いの言葉」の中にも「投票権を与えてくれたおかげで、町の将来やあり方に興味を持つようになった」と若い世代の関心の高さがうかがわれ、町全体の問題として認識が深まっています。

地方自治体を取り巻く社会環境が厳しさを増す中、次世代の子供たちに「まち」をどのような形で引き継ぐのか、どのような「まちづくり」

財政状況をはじめ、各種制度や住民サービス等の現況等を踏まえながら、合併に係る様々な課題や問題点、対応策などについて、広くオープンに協議する中で、住民として、合併についての適切な判断が行えるよう、両市町の将来展望と住民福祉向上の観点から、建設的な議論が行われることを期待するものです。

今後とも、この合併協議会だよりやホームページを通じて、分かりやすい情報の提供等に努めてまいりますので、住民の皆様には、格別の御理解、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

が必要かを考えたとき、「合併」もその手段の一つであると考えます。

この合併協議会は、住民の20年後、30年後の暮らしを思い描きながら、合併の是非も含めて「協議してよかつた」と振り返ることができるような、双方の住民が元気になる話し合いの場である必要があります。

両市町の信頼関係のもと、お互いを尊重しながら充分に議論を行えば、牟礼町における「声なき住民」の熱意や想いに応え、牟礼町ならではの「まちづくり」も完成するものと確信しています。

今後とも、本協議会につきまして、御理解と御協力をお願いいたします。



高松市

壇ノ浦

牟礼町

第 1 回

会 議 の 概 要

高松市・牟礼町合併協議会第1回会議が、3月3日 午後1時30分から高松市役所で開催されました。

会長、副会長のあいさつ、協議会委員等の紹介の後、報告事項及び議案事項が審議されました。その主な内容は次のとおりです。

報告事項

報告第1号
高松市・牟礼町合併協議会規約について

高松市・牟礼町合併協議会の規約が報告されました。

《協議会の担任する事務》

- ・1市1町の合併に関する協議
- ・建設計画の作成
- ・その他1市1町の合併に關し必要な事項

《委員》（4ページ参照）

- ・1市1町の長及び助役
- （複数の助役を置く場合は1人）

- ・1市1町の議会の議長及び副議長

- ・1市1町の議会の議員のうちからそれぞれの議会の選出した者
- ・1市1町のそれぞれの長が定めた学識経験を有する者等

報告第2号
高松市・牟礼町合併協議会規約に関する協議書について

規約で1市1町の長が協議して定めるべき事項等について取り交わした協議書が報告されました。協議会の事務所は、高松市に置く。

- ・会長に高松市長、副会長に牟礼町長を選任
- ・事務局職員は、1市1町の長が命じた職員
- ・事務局規程、財務規程、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を制定

議案事項

議案第1号から第11号までの11件が審議され、原案のとおり決定されました。

議案第1号

高松市・牟礼町合併協議会会議規程について

《基本方針》

- ・会議は原則として公開する。
- ・会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議に努める。

《会議の進行》

- ・会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。

《会議録等の公開》

- ・会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

議案第2号

高松市・牟礼町合併協議会会議傍聴規程について

- ・一般傍聴席は定員50人以内と

議案第3号

高松市・牟礼町合併協議会会議録等閲覧規程について

- ・会議録及び会議に提出された文書は誰でも閲覧できる。
- ・閲覧場所は、協議会の事務局及び1市1町の所定の場所とする。

し、受付順とする。



第1回会議風景

議案第4号
高松市・牟礼町合併協議会幹事会規程について

- ・幹事会は1市1町の助役等で組織し、協議会に提案する事項について協議、調整する。

議案第5号
高松市・牟礼町合併協議会幹事会部会規程について

- ・幹事会部会は1市1町の各部署の職員による17の部会で組織し、合併に関し必要な事項を実務的に協議、調整する。

議案第6号
平成15年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画について

- ・合併協議会だよりの発行、ホームページの開設による情報提供
- ・行政制度・事務事業現況調査の実施
- ・建設計画の検討

議案第7号
平成15年度高松市・牟礼町合併協議会予算について

高松市・牟礼町合併協議会委員等名簿

職名	氏名	備考
会長	増田 昌三	高松市長
副会長	高木 英一	牟礼町長
委員	廣瀬 年久	高松市助役
	三野 重忠	牟礼町助役
	山田 徹郎	高松市議会議長
	安戸 清次	牟礼町議会議長
	菰淵 将鷹	高松市議会副議長
	牟礼 浩子	牟礼町議会副議長
	梶村 傳	高松市議会議員
	大浦 澄子	高松市議会議員
	三笠 輝彦	高松市議会議員
	森谷 芳子	高松市議会議員
	松田 勝	牟礼町議会議員
	藤井 勇	牟礼町議会議員
	静 孝義	牟礼町議会議員
	三野ハル子	牟礼町議会議員
香川 深雪	学識経験者（高松市）	
加藤 博美	学識経験者（高松市）	
小西百々代	学識経験者（高松市）	
浜川 憲博	学識経験者（牟礼町）	
村上 貞夫	学識経験者（牟礼町）	
太田 量子	学識経験者（牟礼町）	
監査委員	北原 和夫	高松市代表監査委員
	山下真須子	牟礼町代表監査委員

（平成16年2月1日現在）（敬称略）

- 《歳入》
- ・市町負担金、県補助金等
- 《歳出》
- ・会議費、事務費、事業推進費等（合併協議会だよりの発行、ホームページの開設・管理等）

議案第8号
平成16年度高松市・牟礼町合併協議会事業計画について

- ・合併協定項目の協議
- ・行政制度・事務事業現況調査の

議案第9号
平成16年度高松市・牟礼町合併協議会予算について

- 実施及び調整
- ・建設計画の作成
- ・合併協議会日より、ホームページによる情報提供

- 《歳入》
- ・市町負担金、県補助金等
- 《歳出》
- ・会議費、事務費、事業推進費等

議案第10号
合併協定項目について

- ・別表1（5ページ参照）のとおり。

基本的な考え方

これまでの両市町のまちづくりの歩みを尊重するとともに、合併後の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進める視点から、効果的な統合・調整を行うこととする。

基本原則

- 一体性確保の原則
- 合併後における速やかな一体性の確保を図る。
- 住民福祉向上の原則
- 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- 負担公平の原則
- 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- 健全な財政運営の原則
- 合併後における健全な財政運営に資する。
- 行政改革推進の原則
- 行政改革推進の視点から、事務事業の総合的見直しに努める。

合併協定項目 別表1

1 基本的な協議事項	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産の取扱い
2 合併特例法に定める協議事項	
6	地域審議会の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い
8	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
9	地方税の取扱い
10	一般職の職員の身分の取扱い
3 その他協議事項	
11	町名・字名の取扱い
12	慣行の取扱い
13	事務組織及び機構の取扱い
14	条例・規則等の取扱い
15	特別職の職員の身分の取扱い
16	一部事務組合等の取扱い
17	附属機関等の取扱い
18	公共的団体等の取扱い
19	消防団の取扱い
20	使用料・手数料等の取扱い
21	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
22	国民健康保険事業の取扱い
23	介護保険事業の取扱い
24	各種事務事業の取扱い
4 建設計画に係る協議事項	
25	建設計画

Q 合併協定項目とは？

A 合併協議会では、合併に関するあらゆる事項を協議します。

協議に当たっては、両市町が合併すると仮定して、現在行っているすべての行政制度や事務事業について、一元化に向け、調整（すり合わせ）する必要がありますが、その数は膨大なものとなります。

そこで、協議会では、特に住民生活に密接に関わりのある重要な行政制度や事務事業などの項目に絞って協議を行います。これに、合併市町の将来に対するビジョン、いわば合併市町のマスタープランとなる「建設計画」の作成を含めた項目を、合併協定項目といいます。

協議会では、これら合併協定項目の協議状況を明らかにし、住民の皆様へ合併の是非を判断する材料を提供していくこととなります。

1	都市提携	13	商工・観光関係事業
2	電算システム事業	14	農林水産関係事業
3	広聴広報事業	15	建設関係事業
4	人権啓発事業	16	交通関係事業
5	コミュニティ施策	17	上水道事業
6	障害者福祉事業	18	下水道事業
7	高齢者福祉事業	19	消防防災関係事業
8	生活保護事業	20	学校教育事業
9	児童福祉事業	21	社会教育事業
10	その他の福祉事業	22	文化振興事業
11	保健衛生事業	23	その他の事業
12	環境対策事業		

Q 合併協議会とは?

A 合併協議会は、地方自治法と合併特例法の規定により設置される協議組織で、各市町の長、助役、議長、副議長、各市町の議会ごとに選出された議員、学識経験者等で構成されます。

合併協議会では、合併の方式（新設・編入）や合併の期日をはじめ、住民サービスの水準や住民負担の調整、合併市町のまちづくりに関する計画（建設計画）など、合併に関するあらゆる事項が協議され、意見を集約します。

そして、合併協議会での協議を踏まえて、各市町において最終的に合併の是非を判断することになります。

ホームページの開設

合併協議会の会議内容や合併に関する情報などをお知らせします。

会議資料や会議録も随時掲載しますので御利用ください。

皆さまの御意見をお聞きするコーナーもありますので、ぜひアクセスしてみてください。

URL : <http://www.takamatsu-mure.jp>

E-mail : m0834@city.takamatsu.lg.jp

第2回会議のお知らせ

日時 / 平成16年4月16日 午後1時30分

場所 / 牟礼町役場 別館2階 第1会議室

合併協議会の傍聴

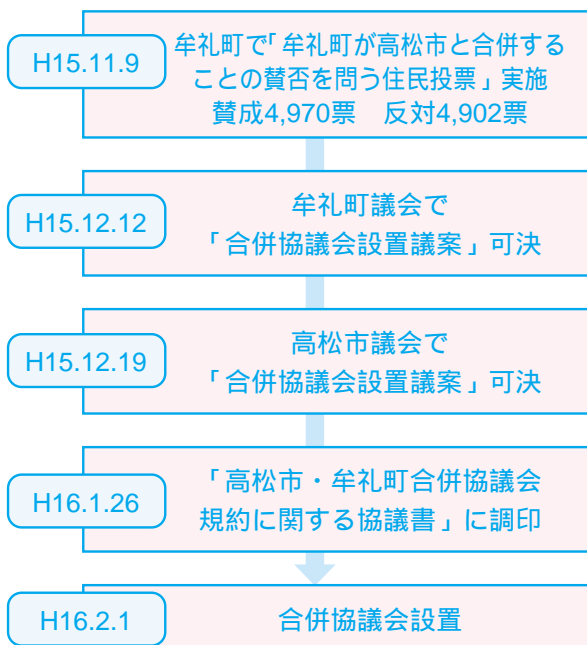
会議開始30分前から先着順に受付します。

傍聴の定員は、50人以内です。

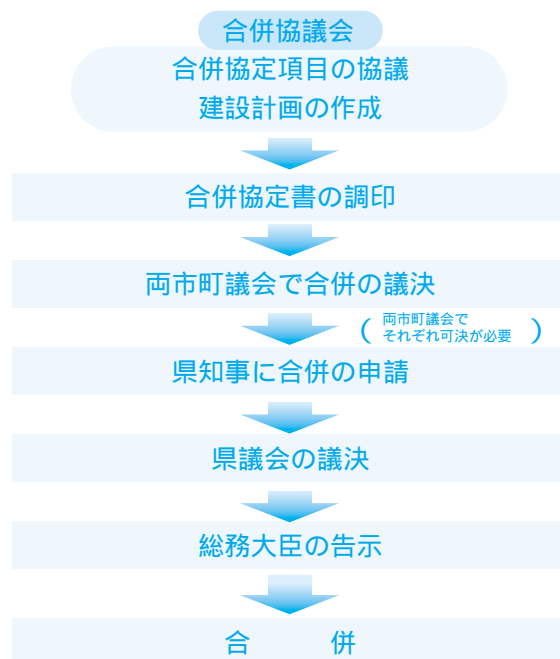
会議資料等の閲覧

合併協議会事務局と高松市役所、牟礼町役場で会議資料等を御覧いただけます。

合併協議会設置までの経緯



合併の手続き



あなたの意見が、明日のまちをつくります。

合併に関する御意見・お問い合わせがございましたら、事務局までお寄せください。



高松市都市イメージキャラクター

編集・発行 / 高松市・牟礼町合併協議会事務局
〒760 - 8571 高松市番町一丁目8番15号 高松市役所6F
TEL : 087 - 839 - 2121 FAX : 087 - 839 - 2125



牟礼町キャラクター「与一くん」